

光州千人訴訟上告審決定

(最高裁 2000年2月8日決定)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

平成一一年(ホ)第八八六号公式陳謝等請求上告提起事件(原審・東京高等裁
判所平成一一年(ホ)第八四九号事件)

命 令

上 告 人

別紙上告人目録記載のとおり

右上告人ら訴訟代理人弁護士

李 宇 海

同

福 島 武 司

同

藤 田 正 人

同

山 本 晴 太

同

水 野 彰 子

同

山 崎 吉 男

同

李 博 盛

同

松 本 康 之

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被 上 告 人

国

右代表者法務大臣

白 井 日 出 男

主 文

本件上告状を却下する。

理 由

右当事者間の頭書事件について、さきに、上告人らに対し、上告人ら提出の上告状に上告提起の手数料として収入印紙合計三六七万九二〇〇円の貼用が欠けているので、補正命令到達の日から一四日以内に、別紙上告人目録一記載の上告人らは、各自、収入印紙三二万六九七六円を、別紙上告人目録二記載の上告人らは、各自、収入印紙一九万八六二四円を納付することを命じたところ、上告人らは、平成一二年一月二〇日にその命令の送達を受けたに

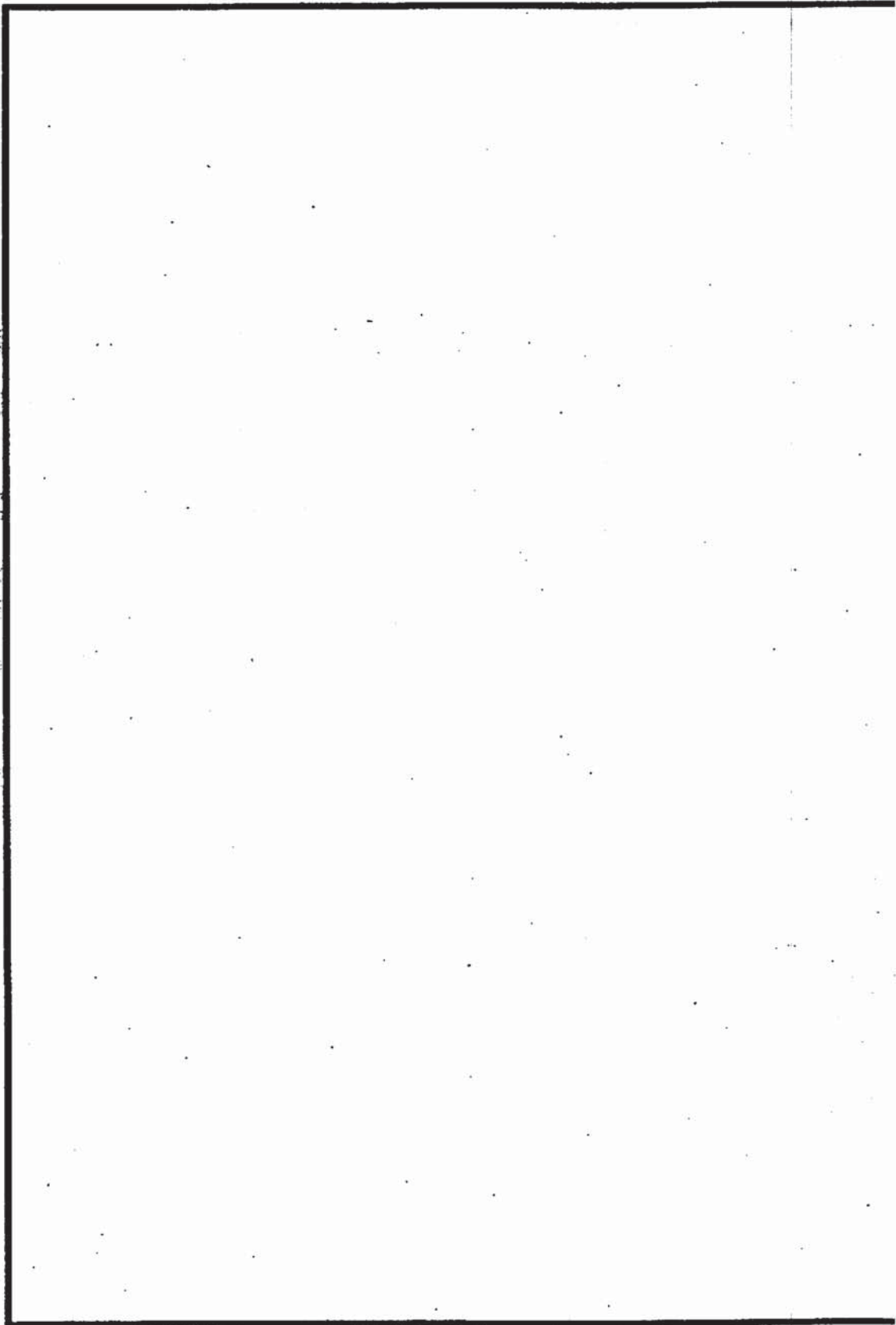
もかかわらず右期間内に補正しない。

よって、民訴法三一二条、二八八条、一三七条二項により主文のとおり命令する。

平成一二年二月八日

東京高等裁判所第七民事部

裁判長裁判官 奥 山 興 悦



右は正本である。

平成一二年二月八日

東京高等裁判所第七民事部

裁判所書記官 荒井憲



最高裁判所
第二号